

【令和8年度ホッケー競技部細則】

- (1) 当該年度において、(公社)日本ホッケー協会の登録をチーム単位で完了していること。
- (2) クラブチームの参加については、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。また、以下の①～⑧の条件を具備すること。
- ① (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ② 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍をしている）こと。
- ③ クラブチームにあっては、日常継続的に代表者もしくは※指導資格を有する指導者の指導のもとに、活動が適切におこなわれていること。また、監督またはコーチのどちらかは※指導資格を有すること。※JSPO（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ3以上を有するもの）
- ④ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「II新たな地域クラブ活動」を遵守している。
- ⑤ クラブチームで大会に参加をする及び登録をしている選手は、在籍中学校での大会参加は認めない。（二重登録は認めない）
- ⑥ クラブチームの登録選手は、一旦提出された登録名簿から年度途中にチームを変更することはできない。（少なくとも全国大会終了まではできない。）但し、※新規登録はこの限りではない。※新規登録： どこのチームにも所属していなかったもの。
- ⑦ ブロック大会など全国大会につながる大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項等に協力すること。
- ⑧ クラブチームでの参加を希望する場合は、毎年5月中旬まで（第1回日本ホッケー協会U15カテゴリー部会の開催まで）に各ブロックの常任委員を通じて事務局へ申請をおこない、常任委員会の承認を得ること。
- (3) クラブチームが大会に参加した場合に守るべき条件
- ① 大会の開催基準を守り、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ② 参加に際しては責任ある代表者・指導者は引率をおこなうこと。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ③ 大会に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。
- ④ クラブチームの出場は1チームのみとする。（複数チーム、合同チームの参加はできない）